

宇都宮市立上河内中学校応援基金事業規則

(名称)

第1条 本事業は「宇都宮市立上河内中学校応援基金」（以下、基金という。）と称する。

(目的)

第2条 基金は、上河内中学校地域協議会が上河内中学校と地域が一体となった学校づくりを行うための資金を受け入れ、適正かつ効果的に活用することにより、保護者や地域住民等の地域の学校づくりへの協力の下、上河内中学校の運営や教育活動等の充実に資することを目的とする。

(活動)

第3条 基金は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 個人、地域団体等を対象とした寄付金の受け入れ
- (2) 上河内中学校が行う教育への支援活動

(組織)

第4条 基金の運営のため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって組織する。
- 3 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席をもって成立し、協議事項は出席委員の過半数の賛成をもって可決する。

(運営委員)

第5条 運営委員は、上河内中学校地域協議会委員をもってあてる。

(役員及び任務)

第6条 運営委員会に、委員長1人、副委員長1人、会計1人、監事2人を置く。

- 2 委員長、副委員長、会計、監事は、運営委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 会計は、基金に係る金銭の管理を行う。
- 6 監事は、基金に係る会計を監査する。

(運営委員の任期)

第7条 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支出)

第9条 必要な支出が発生した場合には、運営委員会の議決をもって決定する。

但し、急な支出事案が発生し、運営委員会を開催することが困難な場合は、委員長の判断に委ね、後日委員会において承認する。

(決算)

第10条 決算書類は委員長が作成し、運営委員会で審議を行い、議決を経なければならない。

(繰越金)

第11条 事業年度末における余剰金は、全額を次年度への繰越金とする。

(規則の改定)

第12条 この規則の改定は、運営委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 基金設立当初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。